



【電子申請】  
産後ケア申請

1. 予 約 利用する前に、実施機関へ連絡し、利用予定日を予約する。
2. 申 請 電子申請または健康こども福祉課（浅口市健康福祉センター内）窓口で申請手続きをする。  
原則、利用日の1週間前（閉庁日を除く）までに申請してください。  
（緊急の利用時には、事前に実施機関または市へご相談ください）
  - ・申請に必要なもの：母子健康手帳（家族の代理申請可）
  - ・妊娠8か月（28週0日）以降、申請ができます。  
 妊娠中の場合は、事前に実施機関へ連絡し利用内容を確認したうえで、利用される予定のサービス内容を申請してください。  
 出産後、「出産日」や「産後ケア事業の利用開始日」を電話やメールで市までご連絡ください。  
 出産日や産後ケア事業の利用開始日確定後、市が利用決定をします。
  - ・利用される予定のサービス内容（ショートステイ型・通所型・母乳ケア型・居宅訪問型）を、一度にまとめて申請できます。  
 （例：通所型を予約済、今後母乳ケア型も利用希望される場合、通所型と母乳ケア型を同時に申請可能）
  - ・申請した内容を変更する場合（サービス内容の追加や実施機関の変更等）は、利用する前に改めて申請が必要です。**※既に「産後ケア事業利用承認通知書兼利用券」をお持ちの人は、4月1日以降利用期限まで、市からの助成額や助成回数について、上限まで利用できます（再度申請は不要です）。生活保護・市民税非課税世帯、多胎児を養育する人で自己負担額の減額を希望する場合、または利用内容や実施機関の変更がある場合は、利用する前に申請してください。**
3. 利用の決定 『産後ケア事業利用承認通知書兼利用券』が自宅に届く。
4. 利用当日 実施機関に『産後ケア事業利用承認通知書兼利用券』を提示し、自己負担額を支払う。  
 ※予約をキャンセルする場合は、直接実施機関へ速やかに連絡してください。
5. アンケートの申請・提出 利用後、電子申請または健康こども福祉課へ直接提出、郵送のいずれかの方法でアンケートを申請・提出する。



【電子申請】  
産後ケア利用者  
アンケート

市の指定実施機関

令和7年4月1日現在

実施機関	住 所	連絡先	産後ケアの種類				他施設で分娩した産婦の受け入れ	出産時期による受け入れの制限
			宿泊	通所	母乳ケア	訪問		
川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577	(代表) 086-462-1111	○	○	—	—	可	産後4か月まで
くにとみレディス&マタニティクリニック	総社市門田78番地1	0866-92-0255	○	○	○	—	可	産後6か月まで
倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250番地	周産期センター直通 086-421-1023	○	○	—	○ (当院で出産した人のみ)	可	産後3か月まで
倉敷中央病院	倉敷市美和1丁目1番1号	(代表) 086-422-0210	○	—	—	—	不可	産後3か月まで
山内産婦人科クリニック	倉敷市三田126番地1	086-463-3550	○	○	○	—	可	産後3か月まで
うちかど助産院	倉敷市児島下の町10-376-68	080-5625-6872	○	○	○	○	可	なし
かねこ助産院	倉敷市広江8-18-1	086-456-8722	○	○	○	○	可	なし
くにさだ助産院	笠岡市新賀3310	0865-69-5707 080-1908-4490	○	○	○	○	可	なし
さくらんぼ助産院	倉敷市水島南春日町2-28	086-448-1103 090-5700-1103	○	○	○	—	可	なし
たんぼぼ助産院	倉敷市中帯江24-11	086-436-1980	○	○	○	○	可	なし

※場所の詳細は、実施機関のホームページをご参照ください。

【申請・問い合わせ先】

健康こども福祉課（浅口市健康福祉センター内）

TEL 0865-44-7114

E-mail: kenkofuku@city.asakuchi.okayama.jp

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）